

平成26年12月定例会 総務委員会（事前）

平成26年11月26日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

笠井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時04分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の12月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①②③④）

- 議案第1号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第4号 徳島県行政手続条例の一部改正について
- 議案第5号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部改正について
- 議案第7号 徳島県震災対策基金条例の一部改正について
- 議案第12号 当せん金付証券の発売について

【報告事項】 な し

塩屋政策監補兼経営戦略部長

12月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成26年12月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案30件及び報告2件であります。

その内訳は、予算案が第1号及び第2号の2件、条例案が第3号から第10号までの8件、契約議案が第11号の1件、その他の議案が第12号から第30号までの19件、そのうちの第13号から第28号までの16件が公の施設の指定管理者の指定についてであります。

報告につきましては、第1号及び第2号の2件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案でございますが、今年度の人事委員会勧告に基づく職員給与の取扱いにつきましては鋭意検討中であり、知事等特別職の給料減額措置の延長と併せて、内容が固まり次第、必要な給与関係議案を速やかに調製し、代表質問日に追加提案させていただきたいと考えております。

また、教育委員会委員及び人事委員会委員に係る人事案件につきましては、閉会日の追加提案を予定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の平成26年度12月補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと思います。

まず、1 ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、本県に甚大な被害をもたらした平成26年8月豪雨災害に係る9月補正に続く第2弾の対策や、非常事態宣言がなされている少子化問題への対策などの喫緊の諸課題に切れ目なく、スピード感を持って対応するため、三つの視点に立って編成いたしました。

一つ目は、(1)に記載のとおり、青色LEDに係るノーベル物理学賞の受賞という好機を生かしたLEDバレイ徳島の情報発信の強化や、本県における水素エネルギーの導入検討、被災した農林水産業者の再建支援などの「経済・雇用対策の推進」、二つ目の(2)は、平成26年8月豪雨災害に係る公共施設の復旧・修繕などの第2弾の対策や、大規模災害に備える財源としての新たな基金の創設、高齢化の進行に備えて地域医療提供体制の更なる強化を図る総合的な対策などの「安全・安心対策の推進」、三つ目の(3)は、地域で取り組む婚活事業の支援、男性不妊治療の助成拡大、仕事と子育ての両立支援などの少子化緊急対策や大鳴門橋開通30周年記念事業のスタートアップとして、年度内に実施する事業などの「宝の島・とくしまの実現」、これらの施策に取り組むこととしております。

また、補正予算の規模といたしましては、「2 一般会計補正予算規模」にお示ししておりますとおり、一般会計で56億8,551万2,000円、中小企業雇用対策事業特別会計で1,000万円、合計では56億9,551万2,000円となっております。

資料2 ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります。 (1)に記載のとおり、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金及び県債となっております。

また、歳出につきましては、(2)に記載のとおり、総務費から土木費、教育費及び災害復旧費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3 ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、1枚物の提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして御説明いたします。

第3号の条例制定につきましては、医学的な配慮を必要とする要配慮者に対する災害医療を推進する事業に要する経費に充てるため、徳島県災害医療推進基金を設置するものであります。

第4号の条例改正につきましては、行政手続法の一部が改正されたことにかんがみ、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度、及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備するものであります。

第5号の条例改正につきましては、地方自治法の規定による市との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市が処理することとするものであります。

第6号の条例改正につきましては、児童福祉法の一部が改正されたこと、及び難病の患者に対する医療等に関する法律が制定されたことにかんがみ、徳島県小児慢性特定疾病審査会及び徳島県指定難病審査会の委員の定数を条例で定めるものであります。

第7号の条例改正につきましては、大規模な自然災害が全国的に増加している状況にかんがみ、徳島県震災対策基金について、震災以外の大規模な自然災害から県民の命を守るための対策に要する経費にも充てることができることとするものであります。

第8号の条例制定につきましては、医療介護総合確保法に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業に要する経費に充てるため、徳島県地域医療介護総合確保基金を設置するものであります。

第9号の条例改正につきましては、児童福祉法の一部が改正され、小児慢性特定疾病に係る医療費助成の制度が改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

第10号の条例改正につきましては、徳島県立高等学校総合寄宿舎の改築等に伴い、使用料の額の適正化を図るとともに、入舎人数の減少等にかんがみ、徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮を廃止するものであります。

第11号の変更請負契約につきましては、鳴門渦潮高校管理情報棟改築工事について、工事内容の見直しなどから、契約金額の変更を行うものであります。

第12号の当せん金付証票の発売につきましては、平成27年度における当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条の規定により、その限度額について議決をお願いするものであります。

第13号から第28号までは、公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決をお願いするものであります。

第29号の県道の認定につきましては、小松島市大林町から阿南市津乃峰町に至る一般国道55号阿南道路の現道について、道路法第7条第1項の規定により県道に認定するものであります。

第30号の平成26年度徳島県一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてであります。

恐れ入りますが、お手元に御配付いたしております平成26年度11月補正予算の概要（11月21日専決分）を御覧ください。

本件につきましては、平成26年11月21日付けで専決処分させていただいたものでございますが、1ページに記載のとおり、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る所要経費を計上したものでございまして、補正予算額は4億7,619万2,000円となっております。

2ページを御覧ください。

上段の歳入につきましては、全額国庫支出金によることといたしております。

歳出といたしましては、2ページ下段の総務費で補正をいたしており、性質別の内訳につきましては、3ページのとおりでございます。

もう一度、1枚物の提出予定議案を御覧ください。

続きまして、報告案件であります。

報告第1号の損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては3件で、合計金額は33万9,099円となっております。

報告第2号の損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告につきましては10件で、合計金額は142万5,000円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、条例案4件、その他の議案1件でございます。

説明資料1ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、表の一番下に記載のとおり、補正前の限度額が598億1,400万円、補正後の限度額が602億1,000万円であり、3億9,600万円の補正をお願いするものでございます。

2のその他の議案等についてでございます。

2ページから4ページに記載しております「（1）条例案」の4件、5ページに記載しております「（2）当せん金付証票の発売について」につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

笠井委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岸本委員

資料が配られましたので、その中身についてお聞きします。平成26年度12月補正予算の概要ということで、56億8,600万円弱という予算が組まれています。実際、3月までに使われる額は幾らですか。

秋川財政課長

基本的に、ほとんどの事業は当該年度で使うことを見込んでいますが、当然、工事の進捗や、補助事業については相手方市町村等の動向にもよりますので、現時点でどれくらいというめどについて、本日の委員会においてはお答えしにくいところがございます。

岸本委員

先ほどの県民環境部のほうで、子育て関係で約7億円の補正予算が組まれ、全額次年度に繰り越すといった話がありました。一度、財政課のほうで56億円のうち、3月末までに

幾ら使うのかということ把握していただき、付託委員会のときに報告していただきたいと思ひます。「1 編成方針」のところに、「非常事態宣言」がなされている「少子化問題」への対策などの喫緊の課題に、切れ目なく、スピード感を持って、とあります。3月までにどれくらいの額を使うのかと思ひましたので、付託委員会までにお調べいただきたいと思ひます。

もう一点、来年度の当初予算の要求基準が出されています。その中で、維持補修費については、前年度当初予算額の一般財源の範囲内と言われてはいますが、今、公共施設等総合管理計画を年度末までに作られると思ひますが、維持管理費がこれから増えてくるとあります。それなのに、去年の範囲内で維持管理は収めると。これは基準ですから、出てきたら対応すると思ひますが、今回の災害であったり、9月議会で4人の議員が河川管理の質問をしたぐらい維持管理は大事だという中で、どうしてこういう基準を出しているのか、その辺のお考えを教えていただきたいと思ひます。

秋川財政課長

平成27年度の当初予算の要求基準についての御質問、とりわけ維持補修、一般管理に関するところだったかと思ひますが、まず、我々が現在作業していることについては、要求基準を定めた上で予算要求をして、その概要について吟味しているところでございます。これについては、ある程度全体の予算の総枠といたしましうか、歳入を見越した上での作業も必要でございますので、委員からもお話がございましたとおり、個別の判断は後々出てこようかと思ひますが、要求の目安として、これぐらいで要求を進めてくださいということ考えていただければと思ひております。

岸本委員

去年並みにしてしまうと、皆さん方は本当に真面目ですから、去年並みで出してくると思ひるので、公共事業、特に維持管理、維持補修については、今後、本当に大事になってくると思ひます。それから、先ほどのスピード感を持ってということですが、当然、知事の選挙がありますから、骨格予算になると思ひますので、2月に補正予算を組むとか、隙間がなくなるようにしないと、骨格予算を組み、そこからスタートということになると、本当に間が開いてしまうことになります。その辺をこれから十分吟味し、対応していただきたいと思ひます。

木南委員

特別会計の商工労働部関係の予算だろうと思ひのですが、1,000万円の予算を組むとき、多分、商工労働部と随分打ち合わせをしたのでないかと思ひるので、どのような内容であったのか、少しお答えいただきたいと思ひます。

秋川財政課長

特別会計の1,000万円でございますが、先ほどの12月補正予算の概要の「経済・雇用対策の推進」のところにもございましたとおり、青色のLEDに係る受賞好機を生かしたLEDバレイ徳島の情報発信の強化といった内容になっております。

木南委員

結局、情報発信するための人件費なのか、あるいは組織を作るのか、多分、そのような予算要求が来たと思うのですが、どのような要求ですか。

秋川財政課長

具体的な内容に関する御質問でございます。

具体的な内容でございますが、まずは、しっかりと国内外に情報発信していくべきという判断から、現在、新宿のパークタワーの西口に常設展示場を設置しておりますが、そこを中心にいたしまして、産学連携によるLEDバレイフォーラムの開催であるとか、海外からもLEDは注目されていますので、日本だけでなく、海外を見据えた上でのプロモーションができるようなホームページや英語のパンフレットといったものをしっかり作って発信していくと。さらに、来年となりますと、オールジャパンの規模のイベントで、ライティングジャパンやジャパンショップといった大きな展示会等もございますので、そこへ出して、LEDといえば徳島ということをしかりとアピールしていくような内容でございます。

木南委員

これについては、東京の展示場で使うお金なのか、それともこちらの部局で使うお金ですか。

秋川財政課長

当然、場所も使いますので、その会場代といったものは必要となってまいります。基本的には、県のほうが主導しながら行っていく内容と伺っております。

北島副委員長

説明資料の3ページに徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についての項目、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正については、市長との協議によって、今まで知事が権限を持っているものを市に移管するということですか。これについて、どういった規模のものが対象になるのですか。この施行は12月で、もう来月からということですから、もう少し詳しく御説明いただけますか。

平井行政改革室長

今回の条例改正につきまして、御質問を頂いております。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正を受けての改正の内容でございますけれども、マンションの耐震改修につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律の法改正によりまして、決議要件が従来の4分の3以上から過半数に緩和されるといった改正が行われております。それを受けまして、この建替えの円滑化に関する法律のほうで敷地の売却制度の改正でございますとか、あと、容積率の緩和の特例といった改正が行われておりまして、この条例におきましては、そういった手続に関します県への届出業務に関しまして、現在、那賀町と藍住町に権限を一部移譲しております。那賀町と藍住町はそのままではございますけれども、今回、そういった法改正がございまして、法律の名前が変わったということで、関連の整理を行うという意味で、今回の県の事務処理特例に関する条例の一部改正を提案させていただいているところでございます。

北島副委員長

市長との協議によって処理すると書いてあるのですが、那賀町と藍住町は町長です。これについて、市長という表現で大丈夫ですか。

平井行政改革室長

副委員長がおっしゃるとおり、3ページの改正の理由のところにも市長との協議に基づきと書いてございます。この部分につきましては、今回、このマンションの関係とあわせて提案させていただいております母子及び寡婦福祉法関係で、このたびの法改正によりまして、父子の部分についての追加がございまして、この関連の条例改正を行っているところでございます。この規定に関しましては、徳島県内の全8市について権限移譲しております。父子の部分についても同じく市に対して行うということで、市長との協議に基づきということでございます。このマンションに係る部分については、「等」というところにかかるということで、御理解いただければと思っております。

北島副委員長

来月12月ということで、急いでしなければならない。今、現実にそういう物件はあるのですか。この時期に条例を変えないといけない理由は何ですか。

平井行政改革室長

那賀町、藍住町における具体的な案件についてはないと伺っております。このたび、法改正の施行のタイミングが12月24日となつてございまして、それに先立っての条例改正ということで提案させていただいているところでございます。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時30分）